

令和07年度 第4回 高島平警察署協議会 議事概要

開催日時 令和08年03月26日 午後03時00分～午後05時00分

開催場所	高島平警察署 会議室	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 2名
------	------------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

協議会からの意見要望の取組結果について  
匿名・流動型犯罪グループ(通称「トクリュウ」)対策につき、地域の実情に照らした講話や、高齢者に対しての周知を引き続きしてもらいたい。

【取組】

- (1) 各種学校に対する防犯講話の実施
- (2) 「デジボリス」に関するチラシの配布
- (3) 「新聞折り込み」、「町会回覧板」、「町会掲示板」を活用した高齢者への周知の実施

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - (1) 自転車の交通反則通告制度(青切符)の導入について
    - ア 青切符とは  
「交通反則告知書」と呼ばれ、16歳以上の者による携帯電話使用等や信号無視等の違反のうち、交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反を継続した場合など、悪質・危険な行為が取締りの対象。
    - イ 赤切符とは  
酒酔い運転等、反則行為に該当しない自転車の重大な違反に適用される書式。
    - ウ 青切符導入後の手続
    - エ 高島平署の自転車指導啓発重点地区・路線について
    - オ 青切符以外に、自転車で交通違反をした時に、受けることがある処分
      - (ア) 自転車運転者講習制度
      - (イ) 運転免許の停止処分
  - (2) 自転車安全利用五則について
    - ア 車道は原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
      - (ア) 歩道通行の例外
        - ・ 道路標識等があるとき。
        - ・ 13歳未満の子供や70歳上の高齢者、身体障害のある人が運転するとき。
        - ・ 道路工事や連続した駐車車両などのために、車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。
      - (イ) 左側通行の原則
        - ・ 車道の中央から左側部分の左側端によって通行。
        - ・ 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行。歩行者の通行を妨げるときは一時停止。
    - イ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
      - (ア) 信号遵守  
対面する信号機に従う。
      - (イ) 一時停止  
一時停止標識がある場所では必ず立ち止まって安全確認する。
    - ウ 夜間はライトを点灯  
夜間は必ずライトを点灯。
    - エ 飲酒運転は禁止
    - オ ヘルメットを着用
      - (ア) 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットを被るよう努めなければならない。
      - (イ) 自転車の運転者は、幼児等を自転車に同乗させるときは、乗車用ヘルメット

- を被らせるように努める。
- (ウ) 児童等の保護者は、児童等が自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを被らせるよう努める。
- (3) 自転車の禁止事項
- ア シャ断踏切立入り
  - イ 携帯電話使用運転
  - ウ イヤホン等使用運転
  - エ 傘差し運転
  - オ ブレーキ不良(備えていない)自転車運転
  - カ 並進走行
- (4) 乗車人数
- ア 一般の自転車
  - イ 幼児2人同乗用自転車
- (5) 自転車の交通ルール
- ア 交差点で右折するとき
  - イ 道路の横断
    - (ア) 自転車横断帯
    - (イ) 横断歩道
  - ウ 自転車に従うべき信号
- (6) 高島平署駐車違反ガイドライン  
高島平署駐車違反取締り状況について
- 2 協議会からの意見要望等
- (1) 自転車の交通反則通告制度が実施されても、詳しく分からない人が多いので、周知の拡大をお願いしたい。また、多くの人の目につくよう、コンビニやスーパーなどにリーフレットの配布やポスターの掲示を依頼してみてはどうか。
- (2) 自転車が車道を通行する際に、駐車車両が多いと通行に支障が出るので、自動車に対する取締りも実施してほしい。
- (3) 高島通りには、大型トラックの駐車が多いので、駐車監視員も含めた取締りの強化をお願いしたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

令和07年度 第3回 高島平警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年12月16日 午後03時00分～午後04時30分

開催場所	高島平警察署 講堂	出席者	協議会委員 9名 署長ほか 2名
------	-----------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、生活安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 協議会からの意見要望の取組結果について  
住宅の屋根や分電盤などのリフォーム詐欺が横行していると聞いた。このような詐欺が発生していることを周知させ、被害を防止していただきたい。

【回答】

- (1) 悪質リフォーム業者の主な手口
  - (2) 悪質リフォーム被害に遭わないためには
  - (3) 警察以外の相談窓口
- 2 特殊詐欺等への対策
    - (1) 不審者等に対する防犯パトロールの要望
    - (2) 防犯ポスターの掲示や防犯チラシの配布について
    - (3) 防犯講話内容の事前依頼について
    - (4) 新たな詐欺手口の周知
    - (5) 防犯アプリ「デジボリス」の活用

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
    - (1) 匿名・流動型犯罪グループ(通称「トクリュウ」)について
      - ア 匿名・流動型犯罪グループの位置付け
      - イ 暴力団と匿名・流動型犯罪グループとの違い
      - ウ 匿名・流動型犯罪グループによる主な事件
      - エ 悪質な訪問業者について
        - (ア) 相談受理件数
        - (イ) 相談内容
        - (ウ) 不審な訪問・マーキングについて
          - ・ 不審な訪問の例
          - ・ 不審なマーキングの例
      - (エ) インフラ事業者(正規)の訪問方法について
        - ・ 電気設備関係
        - ・ ガス設備関係
        - ・ 水道設備関係
      - オ 各学校に対する「闇バイト」募集への注意喚起の実施
    - (2) 「全国地域安全運動」の実施結果について
      - ア 全国地域安全運動とは
      - イ スローガン「守ろうよ わたしの好きな 街だから」について
      - ウ 当署の被害状況について
        - (ア) 特殊詐欺
        - (イ) 侵入盗
        - (ウ) 性犯罪
        - (エ) 自転車盗
      - エ 高島平署における「全国地域安全運動」
        - (ア) 第34回板橋区犯罪抑止生活安全のつどい
        - (イ) 防犯協会・町会ボランティアとの合同パトロール
        - (ウ) 盗撮被害防止キャンペーン
        - (エ) デジタルサイネージを活用した被害防止対策
        - (オ) 高島平新聞を活用した特殊詐欺被害防止の呼び掛け
        - (カ) 折込チラシによる新聞購読者への注意喚起
        - (キ) 町会掲示板による注意喚起
        - (ク) 防犯講話による注意喚起
- 2 協議会からの意見要望等

- (1) 地域の集会で防犯講話をしていただいたが、非常に好評であった。  
引き続き、地域の実情に照らした講話をお願いしたい。
- (2) 色々な方法で特殊詐欺被害防止を訴えているが、高齢者はインターネットなどは不得意な方もいると思うので、引き続き新聞の折込チラシは続けてもらいたい。
- (3) 子供の声掛けや不審者などの話も聞くので、今まで以上にパトロールの強化をしてほしい。
- (4) クレジットカード不正利用に関する注意喚起もしてもらいたい。
- (5) 高島平2丁目、3丁目周辺の団地の壁に落書きがされていた。パトロールの強化をお願いしたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

令和07年度 第2回 高島平警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年09月11日 午後03時00分～午後04時50分

開催場所	高島平警察署 会議室	出席者	協議会委員 7名 署長ほか 2名
------	------------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、生活安全課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 協議会からの意見要望の取組結果について
- 1 駐車違反ガイドラインで重点路線として指定されている市場通り（特に横断歩道付近）の取締りと監視を強化してもらいたい。

【取組】

- (1) 既に高島平警察署駐車違反ガイドラインにおいて、駐車違反取締りの重点路線に指定されており、警察官・駐車監視員ともに駐車取締りを強化している。
- (2) 取締り場所については、交通事故の発生状況に応じて指定されているが、今後の交通事故の発生状況や住民の要望に応じて検討するなど、柔軟に対応していく。

- 2 高島第二小学校スクールゾーン内で規制時間中に建築業者が荷下ろしをしているのを見掛けることがあり、登校する児童が危ないので指導をしてもらいたい。

【取組】

- (1) 子供たちの安全を守るという観点から、駐車違反、一時停止違反など、重点的に各種交通違反の取締りを実施している。
- (2) 事故に直結する横断歩行者等妨害等違反の取締りを推進した結果、違反は減少傾向にあるが、危険性の高い違反であることから、引き続き積極的な取締りを実施していく。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容  
特殊詐欺の情勢について
  - (1) 特殊詐欺の定義
  - (2) 特殊詐欺の手口
    - ア オレオレ詐欺
    - イ 預貯金詐欺
    - ウ 架空料金詐欺
    - エ 還付金詐欺
    - オ 融資保証金詐欺
    - カ 金融商品詐欺
    - キ ギャンブル詐欺
    - ク 交際あっせん詐欺
    - ケ その他の特殊詐欺
    - コ キャッシュカード詐欺盗（窃盗）
  - (3) 警察官等をかたる詐欺
  - (4) 被害状況
    - ア 警視庁の被害状況
    - イ 管内の被害状況
  - (5) 犯行予兆電話
    - ア 犯行予兆電話の件数（都内、管内）
    - イ 管内における特殊詐欺被害件数とアポ電に関する検証
  - (6) 犯人からの電話に出ないための対策
    - ア 録音チュー（簡易型自動通話録音機）
    - イ トピラフォン（犯行利用電話停止装置）
    - ウ E C O E C O（全国防犯連合事業自動通話録音機）
    - エ 国際電話利用契約の利用休止申請
  - (7) 高島平署の取組
    - ア ストップATMによる対策
    - イ 公共媒体等を利用した注意喚起
    - ウ 年金支給日における被害防止キャンペーン
    - エ 防犯講話等による注意喚起

- オ 地域住民に対する広報活動
  - (ア) 高齢者宅への個別訪問による注意喚起
  - (イ) 広報車を活用しての広報活動
  - (ウ) 特殊詐欺根絶アクションプログラム
  - (エ) 金融機関への協力要請
- (8) 今後の活動等
  - ア 企業や若者を巻き込んだ広報啓発活動
  - イ 積極的な地域イベントへの参加による広報啓発活動
- 2 協議会からの意見要望等
  - (1) 住宅の屋根や分電盤などのリフォーム詐欺が横行していると聞いた。このような詐欺が発生していることを周知させ、被害を防止していただきたい。
  - (2) 不審者を見掛けたという話を聞いているので、防犯パトロールを強化してもらいたい。
  - (3) 防犯ポスターの掲示や防犯チラシの配布に協力できるので、もっと作成していただきたい。
  - (4) 町内会やイベントでの講話内容が同じ時があるので、内容を変えてほしい。
  - (5) 様々な詐欺の手口が出てくるので、都度、周知してもらいたい。
  - (6) SNSや電子メールを利用した詐欺が横行しているので、適切に拒否設定をして気をつけるようにしていきたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

令和07年度 第1回 高島平警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年06月19日 午後02時00分～午後05時00分

開催場所 高島平警察署 道場

出席者 協議会委員 9名  
署長ほか 1名

内容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。

[業務説明]

協議会から意見要望の取組結果について  
自転車や電動モビリティのルールについて周知徹底をしてほしい。

【取組】

- 1 自転車運転者講習制度の紹介
- 2 各種学校・地元企業との協力
- 3 運転者・歩行者等に対する事故防止キャンペーンの実施
- 4 自転車・電動モビリティに対する指導警告活動の実施

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - (1) 管内概況
    - ア 高島平署の沿革  
昭和61年2月、志村警察署から独立して警視庁97番目の警察署として誕生
    - イ 高島平署管内情勢
      - (ア) 管轄面積約11.58平方キロメートル
      - (イ) 鉄道の駅は東武東上線3駅、都営三田線4駅、東京メトロ1駅の計8駅
      - (ウ) 道路総延長は約240.4キロメートル
      - (エ) 主要道路として川越街道、新大宮バイパス、都道446号線、447号線
    - ウ 管内人口における年齢比率
  - (2) 各課紹介
    - ア 警務課  
警務係・・・人事・業務管理、採用業務等を担当  
教養係・・・署員の教養、各種訓練の実施、術科指導等を担当
    - イ 会計課
      - (ア) 業務内容  
遺失・拾得物、給与、福利厚生等を担当
      - (イ) 令和6年中の遺失物・拾得物取扱状況
    - ウ 交通課
      - (ア) 業務内容  
交通総務係・・・安全教育、免許、車庫証明等を担当  
交通規制係・・・道路使用許可、道路規制等を担当  
交通捜査係・・・交通事故、交通事件捜査を担当  
交通執行係・・・交通違反取締り、駐車対策を担当
      - (イ) 高島平署駐車違反取締り状況(駐車違反ガイドライン)について
      - (ウ) 事故取扱い件数
      - (エ) 車庫証明申請件数
      - (オ) 免許事務取扱い件数
    - エ 警備課
      - 業務内容  
(ア) 管内の重要インフラ施設の警備・訓練
      - (イ) 祭りやイベントなどの雑踏警備
      - (ウ) 要人等の警護
      - (エ) 災害対策に向けた各種訓練の実施
    - オ 刑事組織犯罪対策課
      - (ア) 業務内容  
刑事総務係・・・犯罪統計、捜査共助、調整等を担当  
強行班捜査係・・・殺人、強盗、放火等の凶悪犯罪等を担当

知能犯捜査係・・詐欺、横領、贈収賄等の知能犯罪等を担当  
盗犯捜査係・・空き巣、すり等の窃盗犯罪等を担当  
鑑識係・・指紋、足跡、血痕、DNAなどの証拠採取等を担当  
組織犯罪対策係・・暴力団や外国人などによる組織犯罪等を担当  
暴力団対策係・・暴力団に関する犯罪、対策等を担当  
薬物銃器対策係・・薬物、銃器犯罪の取締り等を担当

(イ) 高島平署刑法犯認知件数

(ウ) 管内の暴力団実態・検挙人員

カ 生活安全課

(ア) 業務内容

防犯係

・ 防犯担当 防犯活動、犯罪対策等を担当

・ 相談担当 生活相談、生活支援を担当

・ 犯罪抑止 防犯支援活動等を担当

保安係・・環境犯罪、風俗・古物・銃砲等を担当

少年係・・少年事件、保護、指導等を担当

(イ) 防犯対策、犯罪対策協力団体等

(ウ) 生活相談受理件数

(エ) 防犯カメラ設置台数

(オ) 風俗営業等届出数

(カ) 保安事犯検挙件数

(キ) 少年事犯の検挙・補導件数

(ク) 行方不明者取扱い件数

キ 地域課

(ア) 業務内容

(イ) 交番及び駐在所

(ウ) 110番入電件数等

(エ) 地域イベントの様子

2 協議会からの意見要望等

(1) 駐車違反ガイドラインで重点路線として指定されている市場通り(特に横断歩道付近)の取締りと監視を強化してもらいたい。

(2) 高島第二小学校スクールゾーン内で規制時間中に建築業者が荷下ろしをしているのを見掛けることがあり、登校する児童が危ないので指導してもらいたい。

[その他の意見要望等]

都民の模範となる高島平警察署であってほしい。

その他

令和06年度 第4回 高島平警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年03月13日 午後03時00分～午後04時30分

開催場所	高島平警察署 会議室	出席者	協議会委員 7名 署長ほか 2名
------	------------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、交通課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

闇バイトに応募してしまった場合、警察でどのような保護対策ができるのか具体的な事例を挙げてアピールしてほしい。

【取組】

- 1 高島平署における「闇バイト保護対策」の紹介
- 2 管内で発生した闇バイトを断ったことを発端とする傷害事件について
- 3 被害者とその家族に対する保護対策について

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - (1) 「令和7年春の全国交通安全運動」における高島平警察署の取組について
    - ア 令和6年中の警視庁管内の交通状況
      - (ア) 交通死亡事故件数
      - (イ) 時間帯別件数
      - (ウ) 年齢層別事故件数
      - (エ) 車両（一般原付以上）の違反
      - (オ) 自転車の違反
      - (カ) 歩行者の違反
    - イ 令和6年中の高島平署管内の交通状況
      - (ア) 交通死亡事故件数
      - (イ) 時間帯別件数
      - (ウ) 年齢層別事故件数
      - (エ) 車両（一般原付以上）の違反
      - (オ) 自転車の違反
      - (カ) 歩行者の違反
    - ウ 全国交通安全運動の目的  
「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践し、交通事故を抑止する。
    - エ 運動期間  
令和7年4月6日から15日までの10日間
    - オ 交通死亡事故ゼロを目指す日  
令和7年4月10日
    - カ 全国交通安全運動の重点
      - (ア) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
      - (イ) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
      - (ウ) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
      - (エ) 二輪車の交通事故防止
  - キ 高島平署の取組
    - (ア) 交通街頭配置と各種交通違反の指導取締り
      - 9カ所の主要交差点において
      - 歩行者の安全確保
      - 自転車違反の指導警告取締り
      - 自転車用ヘルメット着用の促進
      - 速度違反の取締り
      - 飲酒運転の取締り
 を実施する。
      - (イ) 交通事故防止キャンペーンの実施
- (2) 交通法規の施行と改正について

- ア 自転車の交通違反の罰則強化
    - (ア) 運転中の携帯電話等使用等禁止
    - (イ) 「酒気帯び」運転等の禁止
  - イ 電動モビリティの区分
    - (ア) 一般原動機付自転車
    - (イ) 特定小型原動機付自転車
    - (ウ) 特例特定小型原動機付自転車
  - ウ 運転免許証とマイナンバーカード一体化
    - (ア) 取得方法
    - (イ) 保有形態
      - 一体化後も運転免許証とマイナンバーカードを別々に保有することも可能
    - (ウ) マイナ免許証読み取りアプリ
- 2 警察署協議会からの意見要望等
- (1) 「チャレンジロード110」の交通事故死者110名未満という目標達成のため地域住民として警察の取組に協力していきたい。
  - (2) 自転車乗車時のヘルメット着用や逆走禁止等のルールを周知してもらいたい。
  - (3) 車道と歩道を行き来して走行する電動モビリティがいて危ないので、交通ルールを周知徹底してほしい。
  - (4) 全国交通安全運動に協力したいが、テントを立てる場所を借りるのに苦慮しているという現状がある。
  - (5) 高齢者のドライバーに急な飛び出し等の想定外の事態に対応できるのか自覚してもらうため、高齢者講習でシュミレーターを活用してみてもどうか。
  - (6) 大人が交通ルールを無視すると子供が真似をするので、大人が交通ルールを遵守するよう徹底してほしい。
  - (7) 交通ルールや交通マナーについてクイズ形式で発信することで、より効果的に周知することができるのではないか。
  - (8) 警察官が自転車用ヘルメットを着用してパトロールをする姿が地域住民の手本となっているため、パトロールを通じてもっとアピールしてほしい。
  - (9) 全国交通安全運動の目的や目標について発信することで、もっと地域住民の協力を得ることができるのではないか。

[その他の意見要望等]

なし

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第3回 高島平警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年12月19日 午後03時30分～午後05時00分

開催場所 高島平警察署 講堂  
出席者 協議会委員 8名  
署長ほか 2名

内 容

会議に先立ち、生活安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 協議会からの意見要望に対する取組結果等
- 1 特殊詐欺の見抜き方や具体的対処法について
    - (1) アポ電への対策
      - ア 固定電話  
国際電話利用契約の利用休止
      - イ スマートフォン等
        - (ア) 通信会社が提供する着信拒否サービスの利用
        - (イ) 着信拒否アプリの利用
    - (2) 警察官をかたる詐欺
      - ア 警察官が実際に事件、事故等で電話連絡する場合
        - (ア) 必ず官職・氏名を名乗り、連絡先を告げる。
        - (イ) 公務でLINE等のトークアプリを使用することはない。
        - (ウ) キャッシュカードの暗証番号等を聴取することはない。
        - (エ) 警察手帳の写真を送付することはない。
        - (オ) 逮捕状や捜索令状をスマホで示すことはない。
      - イ 警察官をかたる電話への対処法
        - (ア) 「誰にも話すな」と言われても、まずは周りに相談する。
        - (イ) 相手の言葉を鵜呑みにせず、必ず警察署に確認する。
    - (3) 詐欺サイトにアクセスした場合の対処法
      - ア 警告画面を消去する方法(パソコン・スマートフォン等)
      - イ 詐欺サイトの注意点
        - (ア) 安易に個人情報や電話番号を入力しない。
        - (イ) 不審なリンクをクリックしない。
        - (ウ) 「物品」の検索結果から直接販売サイトにアクセスしない。
  - 2 被害防止対策の改善・強化について
    - (1) ATM前に設置している警察官パネル  
注意喚起音声の再生音量や設置場所を改善
    - (2) 新しい手口の詐欺等が発生した際の広報  
各種イベント、巡回連絡、個別訪問、新聞折り込みチラシ、町内会の回覧板等による幅広い周知

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - (1) 闇バイト対策等
    - ア 「闇バイト」の勧誘手口
      - (ア) X(旧・Twitter)等のSNS上に、内容不明の仕事を「誰でもできる」、「高額報酬」等と掲載
      - (イ) 秘匿性の高いアプリでのやり取りに誘導
      - (ウ) 身分証やパスポート等の写真の送信を要求
      - (エ) 偽名を使うよう指示
    - イ 特殊詐欺の被疑者
      - (ア) 性別・年齢  
男性、特に10代、20代の若者が多い。
      - (イ) 少年被疑者の傾向
        - ・ 「無職」が多く、学生・生徒の半数は高校生
        - ・ 遊行費や借金返済、携帯電話料金のため、安易に「高額バイト」、「楽に稼げる」等の勧誘に応じてしまう。
    - ウ 警察への相談状況  
令和5年には、前年比約4.4倍と大幅に増加
    - エ 闇バイトに応募させないために

- (ア) 警察による「保護」の呼び掛け  
警察庁の露木長官が「YouTube警察庁公式チャンネル」で発信
- (イ) 管内の中学校、高校、大学での広報啓発  
防犯講話、注意喚起チラシの配布
- (2) 強盗・防犯対策（警視庁生活安全総務課・東京防犯協会連合会より）
  - ア 在宅・帰宅時の注意  
在宅時も施錠を徹底、帰宅時は周囲に人がいないか確認
  - イ 住宅の防犯対策
    - (ア) 建物周辺の整理整頓、侵入者が人目を気にする防犯環境づくり
    - (イ) 長期不在時の隣近所への声掛け、配達物の停止
    - (ウ) 防犯カメラ、センサーライトの設置
    - (エ) ワンドアツーロック、補助錠の取り付け
    - (オ) 防犯性能の高い建物部品（CP部品）の使用
  - ウ 日常の心構え
    - (ア) 家族以外の人に、鍵を「見せない」、「渡さない」、「写さない」
    - (イ) 自宅に必要以上の現金を置いておかない。
    - (ウ) 在宅状況、家族の状況、資産情報を人に話さない。
    - (エ) 不審な事態を感じた場合は、ためらわずに110番通報
- 2 警察署協議会からの意見要望等
  - (1) 被害に遭ったり、闇バイトに足を踏み入れたりした場合には、「警察が守る」と具体的事例を交えてアピールしてほしい。
  - (2) 若者への広報啓発について
    - ア 真っ当なアルバイトがどのようなものか理解していないようなので、学校でのキャリア教育を充実していく必要性を感じる。
    - イ 「困った時は直ぐに110番してよい」ということを知らないのではないか。
    - ウ 若者はあまりテレビを見ないので、闇バイトの危険性をネット上やSNSの広告で周知していくことが大切だ。
  - (3) なぜ闇バイト組織の主犯格は、なかなか捕まらないのか。今後実施されるという「仮装身分捜査」に期待したい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第2回 高島平警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年09月19日 午後03時30分～午後05時00分

開催場所 高島平警察署 講堂  
出席者 協議会委員 7名  
署長ほか 4名

内容

会議に先立ち、生活安全課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 協議会からの意見要望に対する取組結果等
- 1 防災無線を補完する手段
    - (1) 板橋区による発信
      - ア 「電話応答サービス」で防災無線の放送内容を無料で視聴可能
      - イ 「防災行政無線放送内容一覧」をホームページに掲載
    - (2) 警察による広報
 

避難情報が出された場合、パトカー等の車両で避難誘導措置や避難広報を実施
  - 2 河川氾濫に対応する人員、資機材、避難所
    - (1) 板橋区による避難所の運営
      - ア 荒川洪水警報発令時に最大70か所開設
      - イ 各避難所に区の職員が配置されローテーションで運営
    - (2) 警察等の対応
      - ア 被害状況等の情報収集、避難誘導、交通整理誘導等の初動対応
      - イ 被害状況に応じて機動隊、消防、自衛隊等から応援部隊を順次派遣
  - 3 ドローンを活用した避難呼び掛けや生存確認
    - (1) 警視庁は既に鑑識活動や救助活動でドローンを活用
    - (2) 更なる活用方法について本部で検討中
  - 4 防災・救急グッズの充実と周知
    - (1) 板橋区による防災イベント(年1回)
      - ア 救急救助や応急救護の体験
      - イ 防災グッズや非常食等の展示
    - (2) 警察による対策
      - ア 本部主管課が各所属に防災・救命用資機材を計画的に配備
      - イ 各種訓練や防災イベントの際にグッズを紹介・展示
  - 5 避難所までのルート確認のためのイベント
    - (1) 板橋区によるワークショップ
 

地区別の防災マニュアル、防災マップを作成
    - (2) 「まち歩きによる避難路及び防災課題の点検」
 

上記ワークショップの一環として開催
  - 6 「キキクル」等防災情報、アラートの受信方法
    - (1) 「気象庁キキクル」
 

携帯やパソコンからアプリのダウンロードが可能
    - (2) その他の防災情報
      - ア 板橋区の防災メール、LINE公式アカウント
      - イ 国土交通省の携帯サイト、東京都防災アプリ

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 

高島平警察署特殊詐欺防止対策

  - (1) 管内の特殊詐欺発生状況
    - ア 令和元年に被害が多数発生、令和2年以降は年間50件前後で推移
    - イ 本年は、昨年比で被害件数、被害金額とも増加(9月18日現在)
  - (2) 特殊詐欺の特徴と発生傾向
    - ア 現金やキャッシュカードを被害者から受け取る手交型の被害が半数以上
    - イ 還付金詐欺は減少傾向
  - (3) 当署における主な被害の手口
    - ア 息子、警察官を装うオレオレ詐欺
    - イ 区役所職員、警察官をかたる預貯金詐欺、還付金詐欺
    - ウ 架空料金請求詐欺、キャッシュカード詐欺盗、副業サイト詐欺
  - (4) 当署の対策

- ア 高齢者宅への戸別訪問
- イ 無人ATMに警察官パネルを設置し注意喚起
- 2 警察署協議会からの意見要望等
  - (1) 特殊詐欺への具体的対処法
    - ア 特殊詐欺の見抜き方や対応の仕方について、もっとシンプルに教えてほしい。
    - イ 警察官を装った手口にだまされないために、実際はどのような場合に警察官が電話を掛けてくるのか教えてほしい。
    - ウ 被害防止の対策だけでなく、詐欺サイトをクリックするなど、被害に遭いかけた場合の対処法を教えてほしい。
    - エ 闇バイトからの「抜け方」も周知してほしい。
  - (2) 被害防止対策の改善・強化
    - ア ATMに設置されている警察官パネルの音声が大きく、怪しいやりとりを見掛けても内容が聞き取れなかったため、音量や設置場所を検討してほしい。
    - イ 新しい手口による犯行が一件でも発生したら、周知してほしい。
    - ウ 戸別訪問による注意喚起は、高齢者宅に限らず広く実施したほうがよい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	会議前に、現在閉鎖中の留置施設を視察
-----	--------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第1回 高島平警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年07月04日 午後03時00分～午後05時10分

開催場所 高島平警察署 講堂  
出席者 協議会委員 7名  
署長ほか 2名

内容

会議に先立ち、警備課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 協議会からの意見要望に対する取組結果等
  - (1) 活動の更なる強化
    - ア 企業や若者を巻き込んだ活動
      - (ア) 警察署では、管内の各地域で協力団体、企業、団体等と協力しながら様々な活動を実施しているところ、若者の参加については各団体とも苦慮している。
      - (イ) 今後も企業や若者に対して、協力団体等との活動を周知や広報していく。
    - イ 警察と各協力団体が協働した地域イベントの推進
      - (ア) コロナの影響で中断していたが、昨年から地域イベント等を再開し、昨年は7件、本年も5月末までに7件のイベントを協力団体とともに実施している。
      - (イ) 町会単位でのイベントや合同パトロール等にも、引き続き積極的に参加していく。
    - ウ 各協力団体間の連携強化
      - (ア) 各団体の会長が会合等で意見交換を実施するなど協力体制を構築しており、合同で参加している活動もある。
      - (イ) 今後更に協働できる活動を企画立案し、活動が広く周知されるよう努めたい。
  - (2) 協力団体と活動の周知
    - ア 各団体による活動内容の周知
      - (ア) 新聞の折り込みチラシや警視庁ホームページで発信したり、高島平新聞に記事の掲載を依頼したりしている。
      - (イ) 日々の防犯活動などについては、東京都防犯協会連合会が発行する「家庭と防犯」で活動の周知を図っている。
    - イ 窓口の周知によるアイデアや入会者の積極的な募集
      - (ア) 各団体の会員は、ボランティアで身近な問題に対して可能な範囲で取り組んでいるため、窓口開設やホームページ作成等の負担は大きい。
      - (イ) アイデアや入会希望については、警察署や交番に申し出ていただければ、各団体に取り次ぎお伝えする。
- 2 管内概況について
  - (1) 交通事故発生状況
  - (2) 特殊詐欺発生状況

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 

荒川氾濫に備えた水害対策について

  - (1) 管内概況
    - ア 荒川が氾濫した場合に大規模な水害が発生するおそれがある警察署（対策強化警察署）として指定
    - イ 浸水及び破堤想定
  - (2) 各種訓練の実施
    - ア 物品搬送、車両退避訓練
    - イ 代替施設への機能移設訓練
    - ウ 非常用電源稼働訓練
    - エ 情報収集拠点及び情報収集、伝達訓練
- 2 警察署協議会からの意見要望等
  - (1) 装備資機材等について
    - ア 防災無線が聞こえないことがあるので、それに代わる手段を検討してほしい。
    - イ 河川の氾濫に対応する人員や資機材、避難所は足りているのか。
    - ウ ドローンを活用した避難の呼び掛けや生存確認を進めてはどうか。
  - (2) 広報啓発活動関係
    - ア 防災・救命グッズを充実させて周知し、これらを活用したイベントを実施して

ほしい。  
イ 避難所までのルートを確認する町歩きイベントなどを実施してほしい。  
ウ 堤防が決壊する前に気象庁の「キキクル」などのアラート通知を入手する方法を周知してほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	等) 会議前に警備し機材の展示説明を行った。(ボート、マリンポーチ、土嚢
-----	--------------------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。